



平成 26 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 U B I C
代 表 者 名 代表取締役社長 守本 正宏
(コード番号 : 2158)
問 合 せ 先 執行役員 谷口正巳
管理本部長
(TEL.03-5463-6344)

**第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）
締結ならびに第三者割当による新株式および第 10 回新株予約権発行ならびに
新株予約権買取契約（追加発行オプション）の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 8 月 28 日開催の取締役会において、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として以下の内容を含む株式買取基本契約（以下、「基本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、平成 26 年 8 月 28 日開催の取締役会において、上記包括的新株発行プログラムに基づくドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）を発行すること、および上記包括的新株発行プログラムの追加発行オプションとして、金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、第三者割当による第 10 回新株予約権買取契約（以下、当該新株予約権を「本新株予約権」、当該買取契約を「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、本新株予約権を発行することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

I 包括的新株発行プログラム（STraight-Equity issue Program “STEP” 2014 モデル）

1. 本プログラムならびに本新株式および本新株予約権発行の概略

包括的新株発行プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で基本契約を締結することにより、当該締結日から約 7 ヶ月間の期間、総計 4,000,000 株を上限として、ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株発行を可能とするものです。

本プログラムは、割当決議を行う日の前営業日の株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）における当社の普通株式の普通取引の終値が最終特別気配値、最終連続約定気配値もしくは当日の制限値段（ストップ安またはストップ高）である場合、または終値がない場合等を除いた一定の条件下におけるドイツ銀行ロンドン支店の当社普通株式の買取義務を定めたもので

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

す。

各回の第三者割当を実行するか否かは、下記 I. 3. (7) 記載の割当制限事由に該当するか否かによります。割当制限事由に該当した場合、当社は、その時点で当該発行についての有価証券届出書を取下げたうえで、新規に有価証券届出書を提出して割当決議日および払込期日を変更します。また、下記 I. 3. (5) 割当単位の変更に該当した場合は、その時点で当該発行についての有価証券届出書を訂正したうえで当該発行についての割当数量を変更します。

本プログラムにおける割当対象株式上限 4,000,000 株は、第 1 回から第 4 回までの割当により発行することができ、一回の割当数量は原則として 1,000,000 株とされています。しかし、下記 I. 3. (5) 記載の割当単位の変更の条項により一回の割当数量が 1,000,000 株未満の株数となることがあります。この場合は本プログラムにおける割当株数の累計が 4,000,000 株以下となる限りにおいて、当社が平成 27 年 3 月 9 日（以下、「割当決議期限」といいます。）までに行う取締役会決議に基づき、その時点で当該発行についての有価証券届出書を訂正したうえで新規に有価証券届出書を提出することにより、第 5 回以降の割当を行うことができます。

本プログラムに基づいてドイツ銀行ロンドン支店に割当てられる新株の発行時期（払込期日）については、本プログラム導入にかかる取締役会決議により以下の表のとおりに定められています。第 2 回以降の割当については、以下の表に記載の日に発行価格および資本組入額の決定にかかる取締役会決議（以下、「割当決議」といいます。）を行うことにより確定し、これに基づいて当社とドイツ銀行ロンドン支店との間で個別の株式買取契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日
第 1 回割当	平成 26 年 8 月 28 日	平成 26 年 9 月 16 日
第 2 回割当	平成 26 年 11 月 19 日	平成 26 年 12 月 5 日
第 3 回割当	平成 26 年 12 月 10 日	平成 26 年 12 月 26 日
第 4 回割当	平成 27 年 2 月 18 日	平成 27 年 3 月 6 日

ただし、当社は、下記 I. 3. (7) 記載の割当制限事由に該当した場合、取締役会決議により割当決議日および払込期日を変更すべく、その時点で当該発行についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。いずれの場合においても、割当決議日は割当決議期限を越えることはできず、払込期日は直前回の割当の払込期日の 17 日後の日以降のいずれかの営業日（取引所において売買立会が行われており、かつ、本邦において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じ。）となります（ただし、最終の払込期日は平成 27 年 3 月 25 日までとし、適用のある法令上払込期日とすることが認められる日に限られます。）。

また、第 1 回割当と同時に、本プログラムの追加発行オプションとして当社普通株式 1,000,000 株を対象とする本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に対して第三者割当の形式にて発行します。本新株予約権の行使価額は、平成 26 年 8 月 27 日における取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 1,284 円に固定されています。

ドイツ銀行ロンドン支店の本新株予約権の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数および一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要および市場環境等を見極めながら判断いたします。

本プログラムおよび本新株予約権は、取引所の定める「有価証券上場規程」第 410 条第 1 項および日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 2 条第 2 号の定める「MSCB 等」には該当しません。

2. 本プログラム導入の理由等

当社は、電子データ中心の調査を行うコンピューターフォレンジック調査サービス、法的紛争・訴訟の際の電子データや書類の証拠保全および調査・分析を行い証拠開示支援をする海外訴訟対策支援（ディスカバリ支援サービス）を提供するリーガルテクノロジー関連事業を行っております。当社は、平成 25 年 5 月に日本企業として 14 年ぶりに米国ナスダック市場に上場し、東京証券取引所マザーズと両方の上場企業となりました。

米国において企業を対象とした訴訟の件数は増加の一途をたどっており、近年では米国企業だけでなくグローバルにビジネスを展開する多くのアジアの企業が訴訟に巻き込まれています。同時に、証拠開示における電子データの占める割合は年々増えています。データの量だけでなく、データ種別、記憶媒体、データの形態などは多岐にわたり、その複雑さは増えています。このような背景から、米国の Transparency Market Research 社が最近発表した調査資料では e ディスカバリの市場は 2020 年には \$15.65 Billion（約 1 兆 6 千億円）に到達すると予想されています。すなわち、2013 年の市場規模 \$5.65 billion をベースに 2014 年から 2020 年の 7 年間で 15.5% の成長率（CAGR）で市場が拡大することがレポートされています。

当社は設立以来、不正調査や訴訟支援を通して、膨大な非構造化データ（ビッグデータ）を解析する人工知能技術を継続的に開発し、技術開発を軸に発展を遂げてきました。その過程で、ビッグデータの中から価値のあるデータを見つけ出すためには従来の情報科学だけではなく人間の感覚が極めて重要であることが分かりました。そこで、人の行動・思考パターンを解析する行動科学と統計学やデータマイニングなどを駆使した情報科学を組み合わせたコンセプト「行動情報科学」を提唱し、独自の解析手法を確立しました。その結果、今では、当社のデータ解析人工知能「Virtual Data Scientist」（バーチャル・データ・サイエンティスト）に、人間の経験や感覚に基づく言語化されない知識「暗黙知」を搭載することが可能になり、医療、安全保障、M&A など様々な分野で専門家の「暗黙知」を活用したデータ解析事業を展開することが可能になりました。

このように、当社は、約 10 年に渡り、拡大成長に向けた準備を着実に進めてまいりました。今後は、発展していく e ディスカバリ市場にあわせ、当社自身も拡大成長を実現していく必要があります。

また、当社の従来の事業である訴訟支援や不正調査支援等に加えて、新しいコンセプトである行動情報科学を提唱し、その中で生まれた人工知能技術等の最先端技術を活用し、ビッグデータ等に対する情報解析事業などへの新たな分野への展開も進めていきます。

さらに、成長と共に経営管理体制の見直し、強化を継続的におこないます。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

当社は、これらの目的を達成するため、以下(1)から(3)に記載した3つの課題を乗り越える必要があると考えています。

(1) 事業体制の構築

今後、本格的な成長を実行・加速していくために当社グループだけの単独体制ではなく、事業パートナーを開拓し、販売体制の強化を図る必要があります。

米国における市場開拓を加速するために、米国法律事務所や在米企業および米国政府機関との販売チャネルを持っている企業とのアライアンスを進めます。

リーガルテクノロジー分野以外の当社独自の技術を生かした新分野は、ビッグデータを含むあらゆる情報解析事業の販売チャネルはもちろん、事業開発自体も大きな課題になりうるため、新規事業開発・販売のための事業パートナーの開拓を実行します。

「Lit i View XAMINER」や「Lit i View ANALYZER」等のフォレンジックツール、「Lit i View EMAIL AUDITOR」や「BIG DATA CASE MANAGER」等のソリューションパッケージ製品の販売拡大のために販売代理店の獲得をねらいます。

(2) 技術・製品開発体制の強化

当社グループが独自に開発した行動情報科学は、訴訟支援や不正調査の使用に限らず、他の事業分野でも柔軟に適用可能な最先端技術です。この技術の事業展開を加速させるための体制強化を図り、この技術が更に発展するよう研究・開発を進めます。

(3) 管理体制強化

米国上場を達成してから1年が経過し、内部統制の強化だけではなく、経営の効率化、会社資源の有効的活用等、企業の業績面での拡大成長に直接寄与できる体制を構築します。

以上の課題を解決するための資金需要に際しては、既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であるため、様々な選択肢を検討してきました。

こうした状況下、当社と割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社から、本プログラムおよび本新株予約権発行による資金調達の提案を受けました。他の資金調達手法とも比較した結果、当社が資金調達の時期を事前に予定でき、必要に応じて当社の判断により原則1,000,000株単位での割当が可能で、その時点の時価に基づく発行価格で速やかに払い込まれる本プログラムの仕組みが、当社が検討している資金調達の計画に近かったため、これを採用する判断を下したものです。また、本新株予約権発行による資金調達を組み合わせることで株価上昇局面でより迅速な資金調達が可能となり、4回の割当ごとに発行の是非を決定できる本プログラムのメリットを最大限に活かし希薄化を最小限に抑えることが可能になるという点も、導入を決める際の評価点となりました。

本プログラムは、以下に記載のメリットおよびデメリットがありますが、一定の条件のもと、当社が判断する任意のタイミングで第三者割当によって新株を発行することができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、当社として最良の選択と判断いたしました。

[メリット]

(1) 新株発行枠の確保および機動的な資本調達

本プログラムにより、当社は上限4,000,000株相当の割当可能株数枠を確保したうえで、一

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

回あたり1,000,000株単位にて、当社の判断に基づく機動的な新株発行による資本調達が可能となります。

(2) シンプルな設計「わかりやすさ」

単純な「第三者割当増資」による新株発行であり、各割当毎にその時点の時価に基づく発行価格にて、ドイツ銀行ロンドン支店に対し第三者割当による新株発行を行います。転換社債や新株予約権のような転換および行使請求といった概念は一切無く、かつ、転換価額修正および行使価額修正条項もありません。

1,000,000株単位の割当を4回可能にする（ただし、上記I. 1. 本プログラムの概略に記載のとおり、一定の場合には割当数が1,000,000株未満となり、かつ、5回以上の割当をすることがあります。）といったシンプルな包括的新株発行プログラムであり、既存株主やマーケットに対する「わかりやすさ」を強調した手法です。

(3) 真の「エクイティ・コミットメント・ライン」性

資金調達のタイミングを事前に予定しつつ、必要に応じて当社の判断により1,000,000株単位での割当を決定でき、その時点の時価に基づく発行価格にて払込みが速やかに行われることを、割当先との間で事前に合意します。

(4) 当社による解約権

将来的に本プログラムによる資金調達ニーズの必要性がなくなった場合、またはそれ以上の好条件での資金調達手法が確保できた場合等、当社の選択により、追加的な費用を負担することなくいつでも解約することが可能です。

(5) 新株予約権との組合せによる柔軟性と希薄化回避

株価上昇局面で本新株予約権が行使されることで、より迅速な資金調達が可能にします。早期に目標の資金を調達した場合、当社による解約権を行使することで必要以上の希薄化を防ぎ既存株主の利益への影響を押さえることが可能です。また、本新株予約権は当社の承認があった時のみ行使できるため、常に当社のコントロールが行き届く仕組みです。

[デメリット]

(1) 当初に満額の資金調達は出来ない

本プログラムの特徴として、当社による新株式の発行があつて初めて、発行価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、資金調達を完了するためには、複数回の新株式発行を行う必要があります。

(2) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

(3) 株価低迷時に、資金調達金額が減少する可能性

新株式の発行価額は各割当決議時に決まるため、割当時の株価によっては当初目標とする金額を調達出来ない可能性があります。

(4) 出来高減少時に、資金調達金額が減少する可能性

1回あたりの発行株式数は原則1,000,000株で固定されていますが、出来高が減少した場合これが500,000株または割当停止になる場合があり、当初目標とする金額を調達出来ない可能性があります。ただし、本新株予約権が行使される場合には発行株数が減少した分を補う

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

資金調達がなされるため、本新株予約権の発行により本リスクが軽減されます。

(5) 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針が短期保有目的であることから、割当予定先が取得した株式を市場等で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

3. 本プログラムの概要

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 対象株式 | 当社普通株式 |
| (2) 対象株式数 | 上限4,000,000株 |
| (3) 対象期間 | 平成26年8月28日から平成27年3月9日（割当決議期限）まで |
| (4) 発行価額 | 個別の割当決議時における時価（※ 1）の90% |

発行価額の合理性については後記「II 第三者割当による新株式発行
6. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容」をご参照ください。

- (5) 割当単位の変更 対象期間中、当社が1回の取締役会決議により行うことのできる割当は1回に限られ、1回あたりの割当株式数（以下、「割当単位」といいます。）は1,000,000株とする。

本プログラムにおける対象株式数上限4,000,000株は第1回から第4回までの割当により発行することができ、一回の割当数量は原則として1,000,000株とするが、以下の条項により一回の割当数量が1,000,000株未満の株数となることがある。この場合は本プログラムにおける割当株数の累計が4,000,000株以下となる限りにおいて、当社が割当決議期限までに行う取締役会決議に基づいて第5回以降の割当を行うことができる。

- 対象期間中、当社普通株式の1ヶ月平均出来高（※ 2）が2,139,557株を下回った場合、割当単位は500,000株とする。その後1ヶ月平均出来高が3,423,291株を回復した場合には、割当単位は1,000,000株とする。
- 対象期間中、当社普通株式の1ヶ月平均出来高が1,069,778株を下回った場合、割当は一時停止される。その後1ヶ月平均出来高が2,139,557株を回復した場合には、割当単位は500,000株とする。さらにその後1ヶ月平均出来高が3,423,291株を回復した場合には、割当単位は1,000,000株とする。
- いずれの場合においても、各回の割当における割当単位が割当単位上限（下記(6)）を上回る場合には、当該割当における割当単位は割当単位上限とする。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

- (6) 割当単位上限 20 億円を各回の割当の発行価格で除して得られる数以下で最大となる、対象株式の取引所における売買単位の整数倍。
- (7) 割当制限事由 以下の場合には、当社は割当決議を行うことができない。
- (a) 金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合。
 - (b) 割当決議を行う日の前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が最終特別気配値、最終連続約定気配値、もしくは当日の制限値段（ストップ安またはストップ高）である場合、または終値がない場合。
 - (c) 割当予定先が当社に対し、後記「8. 割当予定先の保有方針」に記載する借株を得られる見込がない旨、または合理的な理由により割当予定先が当該割当に係る買取を行うことが困難である旨を、割当決議を行う日の前営業日中に通知した場合。
 - (d) 割当決議を行う日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（最終特別気配値および最終連続約定気配値を含む、いずれも無い場合は取引所が定める当日の基準値段）が前営業日の終値の 90%未満である場合。
 - (e) 当社が本新株式の発行に重大な影響を及ぼし得る事項の公表を行った日から 2 営業日以内である場合。
- (8) 割当予定先 ドイツ銀行ロンドン支店

※ 1 個別の発行決議時における時価とは、発行決議の前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいう。

※ 2 1 ヶ月平均出来高とは、対象期間中の任意の営業日において計算される、当該営業日の 1 ヶ月前の応当日（当日を含む。）から当該営業日の 2 営業日前（当日を含む。）までの間の各営業日の取引所における当社普通株式に関する売買立会による売買高（株数）の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入する。）をいう。

4. 他の資金調達方法との比較

① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となります。一方で、同時に 1 株あたり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件および行使条件等は多様化しています。もっとも、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

③ 行使価額修正型の新株予約権は、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがあり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。一方で、行使価額が修正されない状況に至った新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが想定されます。また、下限行使価額が設定されない新株予約権は、対象株数が固定されていない新株予約権の場合、大幅な希薄化をもたらしうることがあります。

④ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。

5. 割当予定先の概要

(1) 名 称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所 在 地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート1番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom) 本店住所： ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
(3) 代表者の役職・氏名	ドイツ銀行取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 ユルゲン・フィツェン (Jürgen Fitschen) アンシュー・ジェイン (Anshu Jain)
(4) 事 業 内 容	銀行業
(5) 資 本 金	2,610百万ユーロ (2013年12月31日現在) (357,413百万円) 換算レートは1ユーロ136.94円(平成26年8月27日の仲値)です。
(6) 設 立 年 月 日	1870年3月10日
(7) 発 行 済 株 式 数	1,019,499,640株 (2013年12月31日現在)
(8) 決 算 期	12月31日
(9) 従 業 員 数	98,254名 (フルタイム換算、連結、2013年12月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	投資家および発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	-
(12) 大株主および持株比率	ブラックロック・インク 5.14% (2013年12月31日現在)

本報道発表文は、当社の普通株式(新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。)および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法(その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。)に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人(U.S Person。1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。)に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績および財政状態 (単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。)			
決算期	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期
連 結 純 資 産	54,660	54,240	54,966
連 結 総 資 産	2,164,103	2,022,275	1,611,400
1株当たり連結純資産(ユーロ)	58.11	57.37	53.24
連 結 純 収 益	31,389	32,015	29,850
連 結 当 期 純 利 益	4,326	316	681
1株当たり連結当期純利益(ユーロ)	4.45	0.28	0.67
1株当たり配当金(ユーロ)	0.75	0.75	0.75
(単位：百万円。特記しているものを除く。)			
(注) 換算レートは1ユーロ136.94円(平成26年8月27日の仲値)です。			
決算期	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期
連 結 純 資 産	7,485,140	7,450,905	7,527,044
連 結 総 資 産	296,352,265	275,568,333	220,665,116
1株当たり連結純資産(円)	7,957.58	7,856.25	7,290.69
連 結 純 収 益	4,298,410	4,384,819	4,087,659
連 結 当 期 純 利 益	592,402	39,850	93,256
1株当たり連結当期純利益(円)	609.38	34.24	91.75
1株当たり配当金(円)	102.71	102.71	102.71

※ なお、当社は、割当予定先および割当予定先の役員または主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

6. 割当予定先を選定した理由

当社の目的を達成するために乗り越えるべき課題を解決するため様々な資金調達先を検討している時期に、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社より本プログラムの提案を受けました。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person。1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

本プログラムによる資金調達方法は当社が資金調達の時期を事前に予定でき、必要に応じて当社の判断により原則 1,000,000 株単位での割当が可能で、その時点の時価に基づく発行価格で速やかに払い込まれるという仕組みです。また本新株予約権の行使による資金調達は株価上昇局面での資金調達を加速するため、本プログラムの 4 回の割当全てを発行せずとも必要な資金調達ができる可能性もあります。株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向および資金需要動向に応じた機動的な新株発行が可能で、なおかつ希薄化を最小限に抑えられる本プログラムおよび本新株予約権による資金調達は当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

本プログラムと他の資金調達方法を比較した場合、例えば公募増資は当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起これ、当社のニーズに合致するものではないと考えられます。

ドイツ証券株式会社から提案を受け、「I. 2. 本プログラム導入の理由等」に記載した商品性や同種の手法で上場企業の資金調達をサポートしてきた過去の実績、世界各国に拠点を持ち、98 千人規模の従業員を抱える等の割当予定先のグローバルネットワーク等を総合的に勘案して割当予定先の決定に至りました。

ドイツ銀行ロンドン支店は、上記「I. 5. 割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

(注) 本プログラムに基づく本新株式の割当および本新株予約権の割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

7. 割当予定先の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株式および本新株予約権を保有する予定です。したがって、市場動向に応じて適宜本新株式および本新株予約権の行使により取得する株式を売却していく予定です（米国を除きます）。

当社は、ドイツ銀行ロンドン支店が発行日より 2 年以内に本新株式の全部もしくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を取引所に報告する旨および当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に伴い、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の関係会社であるドイツ証券株式会社は、当社株主より当社普通株式について借株を行う予定です。ドイツ銀行ロンドン支店は、ドイツ証券株式会社より当該株式の借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、本新株式の各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券株式会社がかかる借株を用いて各割当の発行価格に影響を与える売付けを行うことはありません。

ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券株式会社は、各回の割当により発行される本新株式および本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（本新株式については、各回の割当に関連する割当決議が公表されてからに限る）以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。当社がドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する基本契約及び本新株予約権買取契約においては、ドイツ銀行ロンドン支店が各回の割当により発行される本新株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（各回の割当に関連する割当決議が公表されてからに限る）および本新株予約権の行使により取得する当社普通

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨を定めます。

II 第三者割当による新株式および新株予約権発行

1. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

第1回割当

(1)	払 込 期 日	平成 26 年 9 月 16 日
(2)	発 行 新 株 式 数	普通株式 1,000,000 株
(3)	発 行 価 額	1 株あたり 1,155.6 円
(4)	調 達 資 金 の 額	1,148,000 千円(注 1)
(5)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(6)	割 当 予 定 先	ドイツ銀行ロンドン支店
(7)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式に係る株式買取契約（以下、「本株式買取契約」といいます。）を締結する予定です。

(注 1) 資金調達の額は、本新株の払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

第2回割当

(1)	払 込 期 日	平成 26 年 12 月 5 日(注 1)
(2)	発 行 新 株 式 数	普通株式 1,000,000 株
(3)	発 行 価 額	未定(注 2)
(4)	調 達 資 金 の 額	未定
(5)	募 集 方 法	第三者割当の方法による。
(6)	割 当 予 定 先	ドイツ銀行ロンドン支店
(7)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式に係る本株式買取契約を締結する予定です。

(注 1) 「I. 3. 本プログラムの概要 (7) 割当制限事由」に該当する場合、払込期日は前回発行の払込期日の 17 日以後で、かつ平成 27 年 3 月 25 日以内の期日に変更されます。

(注 2) 発行価格は基本契約に基づき、第三者割当増資（第 2 回割当）の発行価格および資本組入額の決定に関する取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の 90%となります。

第3回割当

(1)	払 込 期 日	平成 26 年 12 月 26 日(注 1)
(2)	発 行 新 株 式 数	普通株式 1,000,000 株
(3)	発 行 価 額	未定(注 2)

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

(4)	調達資金の額	未定
(5)	募集方法	第三者割当の方法による。
(6)	割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(7)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式に係る本株式買取契約を締結する予定です。

(注1) 「I. 3. 本プログラムの概要 (7) 割当制限事由」に該当する場合、払込期日は前回発行の払込期日の17日以後で、かつ平成27年3月25日以内の期日に変更されます。

(注2) 発行価格は基本契約に基づき、第三者割当増資(第3回割当)の発行価格および資本組入額の決定に関する取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の90%となります。

第4回割当

(1)	払込期日	平成27年3月6日(注1)
(2)	発行新株式数	普通株式1,000,000株
(3)	発行価額	未定(注2)
(4)	調達資金の額	未定
(5)	募集方法	第三者割当の方法による。
(6)	割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(7)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式に係る本株式買取契約を締結する予定です。

(注1) 「I. 3. 本プログラムの概要 (7) 割当制限事由」に該当する場合、払込期日は前回発行の払込期日の17日以後で、かつ平成27年3月25日以内の期日に変更されます。

(注2) 発行価格は基本契約に基づき、第三者割当増資(第4回割当)の発行価格および資本組入額の決定に関する取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の90%となります。

第三者割当(第1回割当ないし第4回割当)による本新株式の発行は、上記I.1.「本プログラムの概要」に記載の基本契約に基づいて行われるものです。

<本新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	平成26年9月16日
(2)	発行新株予約権数	1,000,000個
(3)	発行価額	総額1,570,000円(新株予約権1個当たり1.57円)
(4)	当該発行による潜在株式数	1,000,000株(新株予約権1個につき1株)
(5)	資金調達の額	1,277,970千円(注1)
(6)	行使価額	1,284円
(7)	募集または割当方法	第三者割当の方法による
(8)	割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基

本報道発表文は、当社の普通株式(新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。)および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法(その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。)に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人(U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。)に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

	<p>づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日から 20 営業日の期間に、当該行使許可に示された数量の範囲内（一回当たりの権利行使上限個数は 1,000,000 個）でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。（注 2）本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p>
--	--

(注 1) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

(注 2) ドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数および一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要および市場環境等を見極めながら判断いたします。

2. 募集の目的および理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。上記 I. 2. 「本プログラム導入の理由等」に記載されるように、本プログラムは機動的な資本調達枠の確保、株主価値の希薄化抑制や将来の株価上昇局面における資金調達実行という観点から当社として最良の選択と判断し、本新株発行により資金調達を行おうとするものであります。

また、本プログラムの追加発行オプションとして本新株予約権を発行し、資金調達をより円滑ならしめる事を企図しております。

(資金調達の目的)

当社は、電子データ中心の調査を行うコンピューターフォレンジック調査サービス、法的紛争・訴訟の際の電子データや書類の証拠保全および調査・分析を行い証拠開示支援をする海外訴訟対策支援（ディスカバリ支援サービス）を提供するリーガルテクノロジー関連事業を行っております。当社は、平成 26 年 5 月に日本企業として 14 年ぶりに米国ナスダック市場に上場し、東京証券取引所マザーズと両方の上場企業となりました。

米国において企業を対象とした訴訟の件数は増加の一途をたどっており、近年では米国企業だけでなくグローバルにビジネスを展開する多くのアジアの企業が訴訟に巻き込まれています。同時に、証拠開示における電子データの占める割合は年々増えています。データの量だけでなく、データ種別、記憶媒体、データの形態などは多岐にわたり、その複雑さは増えています。このような背景から、米国の Transparency Market Research 社が最近発表した調査資料では e ディスカバリの市場は 2020 年には \$15.65 Billion（約 1 兆 6 千億円）に到達すると予想されています。すなわち、2013 年の市場規模 \$5.65 billion をベースに 2014 年から 2020 年の 7 年間で 15.5% の成長率（CAGR）で市場が拡大することがレポートされています。

当社は、設立以来、不正調査や訴訟支援を通して、膨大な非構造化データ（ビッグデータ）

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

を解析する人工知能技術を継続的に開発し、技術開発を軸に発展を遂げてきました。その過程で、ビッグデータの中から価値のあるデータを見つけ出すためには従来の情報科学だけではなく人間の感覚が極めて重要であることが分かりました。そこで、人の行動・思考パターンを解析する行動科学と統計学やデータマイニングなどを駆使した情報科学を組み合わせたコンセプト「行動情報科学」を提唱し、独自の解析手法を確立しました。その結果、今では、当社のデータ解析人工知能「Virtual Data Scientist」（バーチャル・データ・サイエンティスト）に、人間の経験や感覚に基づく言語化されない知識「暗黙知」を搭載することが可能になり、医療、安全保障、M&A など様々な分野で専門家の「暗黙知」を活用したデータ解析事業を展開することが可能になり、拡大成長のための準備が整ってまいりました。

このような状況下、当社は、海外および国内の事業の拡大を加速させるために、米国や国内の企業を中心に、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として株式取得の方法によるなどの資本提携やM&A、業務提携を進める計画です。また、今後の技術を既存の事業である訴訟や不正調査の分野だけでなく、多様な情報解析分野へ応用し、日本国内、海外ともに事業展開を進めていきます。

当社は、これまでもグローバル展開を最優先事項としてきました。訴訟大国である米国での事業拡大を進めるには、技術的な優位性だけでなく、業界またはクライアントのニーズに合ったサービスを提供する高い営業力およびサポート力が重要と考えております。米国での販売基盤強化を図るために、今後、米国や日本国内の企業を中心に、株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本・事業提携、M&Aを積極的に推進していく予定です。

また、当社は、既存の技術を生かして医療や特許を含む様々な分野で活用できる製品の研究開発を進めます。これらの研究開発活動を効率的に実施するために、当社の既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術を有する他社との業務提携やM&Aを行い研究開発の加速と競争力の強化を図ります。

当社は、これらの資本・業務提携やM&Aに必要な資金を調達する目的で、本プログラム導入および本新株予約権の発行を行います。

さらに、M&A後の社内インフラの整備や、事業拡大に伴う既存のデータセンターや社屋等設備の増強、人員の補給など、一時的に運転資金が増加することが予想されます。これら、他社との業務提携に伴い必要となる運営費用やM&A後のM&A対象会社の運営資金に本プログラムの発行による調達する資金充当する予定です。

3. 資金調達方法の概要および選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が基本契約に基づき予め定められた期日に4回にわたるドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする本新株式の第三者割当増資を行うとともに、本新株式の第1回割当と同時にドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。なお本日、基本契約の締結、本新株式の第1回割当および本新株予約権の割当に関する決議が当社取締役会によって

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

なされております。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記 I. 2. 「本プログラム導入の理由等」をご参照ください。

(3) 本プログラムの特徴

上記 I. 2. 「本プログラム導入の理由等」および I. 5. 「他の資金調達方法との比較」をご参照ください。

4. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本プログラムおよび本新株予約権発行により調達する資金の見込総額（差引手取概算額）

① 本新株式および本新株予約権に係る調達資金	5,907,970 千円
本新株式の払込金額の総額	4,622,400 千円
本新株予約権の払込金額の総額	1,570 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,284,000 千円
② 発行諸費用の概算額	38,000 千円
③ 差引手取概算額	5,869,970 千円

(注) 1 上記①「本新株式の払込金額の総額」は、第 1 回割当の発行価格を第 2 回から第 4 回の割当にも適用した場合の見込額です。第 2 回から第 4 回の割当の発行価格の確定によって本プログラムによる調達資金の総額および発行諸費用の概算額は増加または減少することがあります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 諸費用の内訳は、登録免許税、弁護士費用等が含まれております。

本新株式の第 1 回割当により調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本割当により発行される新株式の払込金額の総額	1,155,600 千円
② 発行諸費用の概算額	7,600 千円
③ 差引手取概算額	1,148,000 千円

(注) 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体および本新株予約権の割当に要する発行諸費用の概算額の 20%に相当する金額です。

本新株予約権発行（追加発行オプション）により調達する資金の見込総額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	1,285,570 千円
本新株予約権の払込金額の総額	1,570 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,284,000 千円
② 発行諸費用の概算額	7,600 千円
③ 差引手取概算額	1,277,970 千円

(注) 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体および本新株予約権の割当に要する発行諸費用の概算額の 20%に相当する金額です。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person。1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
① 海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）	4,400 （うち新株予約権による調達額1,100百万円）	平成26年9月から 平成28年3月まで
② 研究開発費用	670 （うち新株予約権による調達額178百万円）	平成26年9月から 平成28年3月まで
③ その他の運転資金	800	平成26年9月から 平成29年3月まで

① 海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）

当社は、創業から訴訟支援事業で培った経験と実績に基づいた独自のコンセプトを「行動情報科学」と提唱し、人工知能に人間の行動科学を学習させた「Virtual Data Scientist」（バーチャル・データ・サイエンティスト）の自社開発に成功し、世界に先駆け人工知能応用技術で電子メール監査製品「Lit i View EMAIL AUDITOR」（リット・アイ・ビュー・イーメール・オーディター）のサービス提供を平成26年4月に開始しました。今後、これらの技術を既存の事業である訴訟や不正調査の分野だけでなく、様々な情報解析分野での活用と事業展開を海外と国内で進めていきます。

当社は、これまでもグローバル展開を最優先事項としてきました。訴訟大国である米国での事業拡大を進めるには、技術的な優位性だけでなく、業界またはクライアントのニーズに合ったサービスを提供する高い営業力およびサポート力が重要と考えております。米国での販売基盤強化を図るために、今後、米国や日本国内の企業を中心に株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本・事業提携、M&Aを積極的に推進していきます。

当社のフォレンジックツール「Lit i View XAMINER」に続き、「Lit i View EMAIL AUDITOR」には既にアジアで受注・運用開始の実績や複数の引き合いがあり、今後の拡大が期待されています。その一方で、フォレンジック先進国である米国の市場では当社の認知度はまだ十分に高まっておらず、優位性を誇るアジア言語分析力や Predictive Coding を駆使したこれらの製品の販売の拡大には時間を要します。資本・事業提携、M&Aによりこれらの製品販売の拡大が加速し、当社の米国におけるフォレンジック事業の基盤が堅固なものとなることも期待できます。

また、既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術を有する他社との業務提携やM&Aを行い、研究開発の加速と競争力の強化を図ります。

当社は、既に日本国内、海外あわせて複数の候補を選定しており、契約面等の諸条件が整い次第、公表する予定です。いずれの案件についても1社あたり5億円から20億円規模の投資を予想しています。

ただし、交渉がどのような結果にいたるのかを現時点で予測することは非常に困難であり、場合によっては、必要となる資金が現在計画している44億円を下回る可能性もあります。また、複数の候補があるため、資金が必要になるタイミングなども見通しがきかない部分が多くあります。このような使用用途の性格を考慮すると、段階的な資金調達が可能な本プログラムとの親和性が高いと考えています。

② 研究開発費用

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

当社は設立以来、不正調査や訴訟支援を通じて膨大な非構造化データ（ビッグデータ）を解析する人工知能技術を継続的に開発してきました。その技術を生かして医療や特許を含む様々な分野で活用できる製品の研究開発を進めます。

なお、情報解析技術を用いた製品の開発、製造、販売等の事業は平成 26 年 6 月 24 日に開催された定時株主総会において定款一部変更の件として決議されております。

③ その他の運転資金

M&A 後の社内インフラの整備や、事業拡大に伴う既存のデータセンターや社屋等設備の増強、人員の補給など、一時的に運転資金が増加することが予想されます。これら他社との業務提携に伴い必要となる運営費用や M&A 後の M&A 対象会社の運営資金に本プログラムの発行により調達する資金を充当する予定です。

(注 1) 候補企業との資本・業務提携、M&A 交渉が不調に終わった場合には、当社は、本新株発行により調達した資金を、自社で海外と国内の販路の拡大および研究開発を推進するために活用いたします。場合によっては「I. 2. 本プログラム導入の理由等」でメリットとして説明していますように、本プログラムによる資金調達ニーズの必要性がなくなった場合、2 回目以降の割当を見送ることもあります。また、計画していた調達額が減少した場合には、資本・業務提携、M&A の計画・手法について再検討を行います。

(注 2) 本新株予約権による調達額 1,278 百万円は「①海外および国内の事業拡大のための資本 (M&A、業務提携)」および「②研究開発費用」に充当する予定であります。

(注 3) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注 4) 本プログラム全体の差引手取概算額は、4,592 百万円です。手取金の使途「①海外および国内の事業拡大のための資本 (M&A、業務提携)」は 72%を構成し、「②研究開発費用」は 11%を構成し、「③その他の運転資金」は 17%を構成します。

第 1 回割当による新株式の発行により調達する差引手取概算額 1,148,000 千円の使途は、この構成比に基づき、①には 825,000 千円を、②には 123,000 千円を、③には 200,000 千円を充当する予定です。それぞれの支出予定期間は上記の記載に準じます。

本新株予約権の差し引き手取り概算額は、1,278 百万円です。手取金の使途「①海外および国内の事業拡大のための資本 (M&A、業務提携)」は 86%を構成し、「②研究開発費用」は 14%を構成します。本新株予約権による資金調達の差し引き手取り概算額 1,278 百万円の使途は、この構成比に基づき、①には 1,100,000 千円を、②には 178,000 千円を充当する予定です。それぞれの支出予定期間は上記の記載に準じます。

本プログラム全体および本新株予約権による資金調達の差引手取概算額は、5,870 百万円です。手取金の使途「①海外および国内の事業拡大のための資本 (M&A、業務提携)」は 75%を構成し、「②研究開発費」は 11%を構成し、「③その他の運転資金」は 14%を構成します。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式の発行により調達する資金については、上記「II. 4. 調達する資金の額、使途および支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」において記載しましたとおり、主に海外および

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）に充当する予定であります。

当社は、これにより米国および日本を含むアジアでの販売基盤強化および競争力の向上による事業の拡大が図れ、本新株式および本新株予約権の第三者割当が企業価値の向上につながると考えています。

したがって、当社は、本新株式の発行および本新株予約権の発行・行使により一時的な株式の希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、本新株式および本新株予約権の発行により調達する資金の資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

<本新株式>

当社は、本新株式の払込金額につき、当社の業績動向、財務状況、株価動向等への考慮ならびに割当予定先とのあっせんを行うドイツ証券株式会社との間の協議を踏まえ、直近の株価が発行時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると考えられる一方で、当社の希望する資金規模に対する割当予定先のリスク負担ならびに当社における資金需要等を総合的に勘案した結果、当社株式の終値に対して10%のディスカウント率を設定することが合理的であると考えております。また、類似事例の考慮も踏まえても、妥当な水準であると判断しております。

こうした経緯に基づき、第1回割当に関する取締役会における割当決議日の前営業日（平成26年8月27日）における株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の90%である1株あたり1,155.6円といたしました。なお、第2回目から第4回目の割当に対する発行価格の算定は第1回割当と同様の手法を用いることとしながらも、それぞれの発行条件の合理性については都度判断してまいります。

また、上記払込金額の算定根拠は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）にも準拠しております。当該発行価額の1,155.6円につきましては、下記のとおりディスカウント率であり、当社株式の株価動向と本第三者割当増資により生じる希薄化等を勘案したうえで、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

記

	終値および終値の平均値	ディスカウント率
(ア) 取締役会決議日の前営業日	1,284円	10.0%
(イ) 取締役会決議日の前営業日から直近1ヶ月間	1,154円	-0.1%
(ウ) 取締役会決議日の前営業日から直近3ヶ月間	886円	-30.4%
(エ) 取締役会決議日の前営業日から直近6ヶ月間	661円	-74.8%

なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役が3名）から、取締役会における上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が発行時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していることに鑑みても適当である中、当社の希望する資金規模に対する割当予定先のリスク負担ならびに当社における資金需要等を考慮しても妥当であり、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対して特に有利ではなく適法である旨の見解を得ております。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person。1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

<本新株予約権（追加発行オプション）>

当社は、本新株予約権の発行要項およびドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計）に依頼しました。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項および割当先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

モンテカルロ・シミュレーションにおいて、当該算定機関は、当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、本新株予約権の諸条件を考慮した上で、評価を実施しております。

当該算定機関による評価に際して、当社の行動として、本新株式の発行価額と本新株予約権の行使価額を比較し、本新株予約権により相対的に多額の資金調達を実行できると見込まれる場合に当社による行使許可がなされることおよび当社による本新株予約権の取得がなされないことが想定されています。また、割当予定先の行動として、当社による行使許可がなされた場合に、株価が権利行使価額を上回っている限り、出来高の一定割合（12.5%）の株数の範囲内で権利行使を行うこと、および権利行使して取得した株式を市場で売却することを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）が想定されています。

当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、本プログラムの商品性、特徴やデメリット等を総合的に考慮し、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該算定機関の算定結果と同額である1.57円としました。また、本新株予約権の行使価額は、平成26年8月27日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としました。なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により新たに発行される本新株式の数は上限4,000,000株（議決権40,000個）であり、本新株式の発行決議日現在の当社発行済株式総数34,411,360株および議決権個数344,113個を分母とする希薄化率は11.6%（議決権11.6%）に相当します。また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は1,000,000株（議決権数10,000個）であり、本新株式の発行決議日現在の当社発行済株式総数34,411,360株および議決権個数344,113個を分母とする希薄化率は2.9%（議決権2.9%）に相当します。本新株式および本新株予約権が全て行使された場合、交付される株式数は5,000,000株（議決権50,000個）であり、本新株式の発行決議日現在の当社発行済株式総数34,411,360株および議決権個数344,113個を分母とする希薄化率は14.5%（議決権14.5%）に相当するため、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本件資金調達により取得した資金を、上記II.4(2)「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当する事で、計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較におい

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

て、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社の株式の現在の流動性を考慮した場合、平成 26 年 8 月 27 日終値時点での 1 ヶ月の出来高は合計 99,067 千株、1 日あたり平均 4,307 千株の出来高で推移しておりますため、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

上記 I. 5. 「割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記 I. 6. 「割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

(注) 本割当は、第一種金融商品取引業者、取引所の総合取引参加者および日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株式および本新株予約権を保有する予定です。割当予定先は、本新株式および本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

当社は、ドイツ銀行ロンドン支店が発行日より 2 年以内に本新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を取引所に報告する旨および当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式および本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行の直近の財務諸表等から、連結純資産額は 68,401 百万ユーロ（約 93,668 億円、換算レート 1 ユーロ 136.94 円（平成 26 年 8 月 27 日の仲値））（連結、平成 26 年 6 月 30 日現在、未監査）と確認しているほか、当該資金の払込みについては本株式買取契約及び本新株予約権買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株式および本新株予約権の発行に伴い、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の関係会社であるドイツ証券株式会社は、当社株主より当社普通株式について借株を行う予定です。ドイツ銀行ロンドン支店は、ドイツ証券株式会社より当該株式の借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、本新株式の各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

株式会社がかかる借株を用いて各割当の発行価格に影響を与える売付けを行うことはありません。

ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券株式会社は、各回の割当により発行される本新株式および本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（本新株式については、各回の割当に関連する割当決議が公表されてからに限る）以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。当社がドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する基本契約及び新株予約権買取契約においては、ドイツ銀行ロンドン支店が各回の割当により発行される本新株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（各回の割当に関連する割当決議が公表されてからに限る）および本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨を定めます。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所および米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin)）の監督および規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））および英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督および規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督および規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社が金融機関として適切な情報管理態勢を保持しているものと判断しており、また同社ならびにその役員が暴力もしくは威力を用いまたは詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「反社会的勢力」いいます。）ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

8. 大株主および持株比率

平成 26 年 3 月 31 日現在	
守本 正宏	20.11%
株式会社フォークスシステム	8.67%
池上 成朝	7.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.94%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	1.87%
林 純一	1.74%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント（常任代理人 株式会社みずほ銀行決裁営業部）	1.74%
神林 忠弘	1.74%
日本証券金融株式会社	0.85%

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

- (注) 1. 平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. ドイツ銀行ロンドン支店が本新株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明していないため、募集後の大株主および持株比率を表示しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第 11 条は、銀行業を営む会社は、原則ほかの事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の 5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式数の 5%を超えて保有することはできません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 27 年 3 月期当社連結業績に与える影響は軽微であります。

(企業行動規範上の手続き)

本新株式および本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

(単位：百万円)

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
売上高	5,132	4,679	4,171
営業利益	2,276	920	△598
経常利益	2,286	872	△629
当期純利益	1,305	500	△604
1 株当たり当期純利益 (円)	4,913	1,584	△17.74
1 株当たり配当金 (円)	100	50	—
1 株当たり純資産 (円)	89.07	96.35	96.34

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成 26 年 8 月 27 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	34,411,360	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始 値	9,640	8,950	4,395
高 値	9,940	9,350	5,540
安 値	1,625	3,720	2,194
終 値	9,100	4,440	3,440

② 最近 6 か月間の状況

	平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月	平成 26 年 5 月	平成 26 年 6 月	平成 26 年 7 月	平成 26 年 8 月
始 値	2,410 円	345 円	572 円	456 円	752 円	1,077 円
高 値	4,185 円	633 円	592 円	845 円	1,350 円	1,421 円
安 値	2,350 円	325 円	364 円	433 円	700 円	920 円
終 値	3,440 円	452 円	450 円	745 円	1,137 円	1,284 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成 26 年 8 月 27 日現在
始 値	1,308 円
高 値	1,330 円
安 値	1,251 円
終 値	1,284 円

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。
2. 当社は、平成 23 年 10 月 1 日付および平成 24 年 4 月 1 日付で、それぞれ普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行いました。また、平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行いました。上記①から③に記載の株価は、これら株式分割を考慮した後の表示です。
3. 平成 26 年 8 月の株価は、平成 26 年 8 月 27 日現在で表示しております。

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(第三者割当増資：ADR を裏付ける株式の ADR 引受証券会社に対する割当)

当社は、平成 25 年 5 月 16 日に米国ナスダック市場に米国預託証券（以下、「本 ADR」といいます。）を上場いたしました。当社は、上場にあたり、平成 25 年 4 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり本 ADR を裏付ける株式の発行を決議しました。割当先である Maxim Group LLC による払込みは、平成 25 年 5 月 21 日に完了いたしました。

払 込 期 日	平成 25 年 5 月 21 日 (平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会での決議によるものです)
払 込 金 額	1 株につき 38.967 米ドル (平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会での決議によるものです)
払 込 金 額 の 総 額	8,572,740 米ドル

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

募集時における発行済株式数	3,193,136 株
当該募集による発行株式数	220,000 株 (1,100,000ADR を裏付けます)
募集後における発行済株式総数	3,413,136 株
割 当 先	Maxim Group LLC
発行時における当初の資金使途	テクノロジー投資 (テクノロジーセンター配置および次世代 Lit i View 開発等)
	データセンター拡充
発行時における支出予定時期	テクノロジー投資：平成 25 年 6 月から平成 26 年 3 月
	データセンター拡充：平成 25 年 6 月から平成 26 年 3 月
現時点における充 当 状 況	上記支出予定時期に全額を充当済み

(注) 当社は、平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行いました。また、平成 26 年 4 月 1 日 (米国東部時間) 付で、本 ADR と当社株式との交換比率を 1ADR=1/5 当社株式から 1ADR=2 当社株式に変更しました。上記表は、この株式分割および交換比率の変更を反映しておりません。

(第三者割当増資：オーバーアロットメント分 ADR を裏付ける株式の ADR 引受証券会社に対する割当)

当社は、平成 25 年 4 月 25 日開催の取締役会において、オーバーアロットメント分の本 ADR を裏付ける株式の発行を決議しました。割当先である Maxim Group LLC は、平成 25 年 6 月 7 日に割当のあった 33,000 株のうち 28,000 株分の払込みを行いました。払込期間中に残りの払込みがなかったため、5,000 株については失権しました。

払 込 期 間	平成 25 年 6 月 5 日から平成 25 年 7 月 9 日 (平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会での決議によるものです)
払 込 金 額	1 株につき 38.967 米ドル (平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会での決議によるものです)
払込金額の総額	1,091,076 米ドル (28,000 株分です)
募集時における発行済株式数	3,413,136 株
当該募集による発行株式数	28,000 株 (140,000ADR を裏付けます)
募集後における発行済株式総数	3,441,136 株
割 当 先	Maxim Group LLC
発行時における当初の資金使途	テクノロジー投資 (テクノロジーセンター配置および次世代 Lit i View 開発等)
	データセンター拡充

本報道発表文は、当社の普通株式 (新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。) および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法 (その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。) に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人 (U.S Person。1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。) に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

発行時における 支出予定時期	テクノロジー投資：平成25年6月から平成26年3月 データセンター拡充：平成25年6月から平成26年3月
現時点における 充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

(注) 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。また、平成26年4月1日(米国東部時間)付で、本ADRと当社株式との交換比率を1ADR=1/5当社株式から1ADR=2当社株式に変更しました。上記表は、この株式分割および交換比率の変更を反映しておりません。

11. 発行要項

◇新株式の発行要項

第1回割当

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 発行新株式 | 当社普通株式 |
| 2. 発行株式数 | 1,000,000株 |
| 3. 発行価額 | 1株につき1,155.6円 |
| 4. 発行価額の総額 | 1,155,600,000円 |
| 5. 資本組入額 | 1株につき577.8円 |
| 6. 申込期日 | 平成26年9月16日 |
| 7. 払込期日 | 平成26年9月16日 |
| 8. 新株式交付日 | 平成26年9月16日 |
| 9. 割当予定先および株式数 | ドイツ銀行ロンドン支店 1,000,000株 |
| 10. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日(平成26年9月16日)より2年間に於いて、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。 |

11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成26年8月27日の取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額と致しました。

第2回割当

本報道発表文は、当社の普通株式(新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。)および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法(その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。)に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人(U.S Person。1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。)に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

- | | |
|--|---|
| 1. 発行新株式 | 当社普通株式 |
| 2. 発行株式数 | 1,000,000株 |
| 3. 発行価額 | 未定 |
| 4. 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. 資本組入額 | 未定 |
| 6. 申込期日 | 平成26年12月5日 |
| 7. 払込期日 | 平成26年12月5日 |
| 8. 新株式交付日 | 平成26年12月5日 |
| 9. 割当予定先および株式数 | ドイツ銀行ロンドン支店 1,000,000株 |
| 10. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 | 割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成26年12月5日）より2年間に於いて、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。 |
| 11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

(注) 発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成26年11月18日の取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額とする予定です。

第3回割当

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 発行新株式 | 当社普通株式 |
| 2. 発行株式数 | 1,000,000株 |
| 3. 発行価額 | 未定 |
| 4. 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. 資本組入額 | 未定 |
| 6. 申込期日 | 平成26年12月26日 |
| 7. 払込期日 | 平成26年12月26日 |
| 8. 新株式交付日 | 平成26年12月26日 |
| 9. 割当予定先および株式数 | ドイツ銀行ロンドン支店 1,000,000株 |

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person。1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

10. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成26年12月26日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（注）発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成26年12月9日の取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額とする予定です。

第4回割当

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1. 発行新株式 | 当社普通株式 |
| 2. 発行株式数 | 1,000,000株 |
| 3. 発行価額 | 未定 |
| 4. 発行価額の総額 | 未定 |
| 5. 資本組入額 | 未定 |
| 6. 申込期日 | 平成27年3月6日 |
| 7. 払込期日 | 平成27年3月6日 |
| 8. 新株式交付日 | 平成27年3月6日 |
| 9. 割当予定先および株式数 | ドイツ銀行ロンドン支店 1,000,000株 |

10. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成27年3月6日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

(注) 発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額は、平成27年2月18日の取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額とする予定です。

◇第10回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社UBIC第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,570,000円
3. 申込期日 平成26年9月16日
4. 割当日および払込期日 平成26年9月16日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株（本新株予約権1個あたり1株（以下、「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,000,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金1.57円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、1,284円とする（以下、「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
本新株予約権は、行使価額の修正を行わない。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額による期間内に交付された株式数}}{\text{行使価額}}$$

本報道発表文は、当社の普通株式(新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。)および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法(その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。)に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人(U.S Person。1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。)に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成26年9月16日（当日を含む。）から平成27年3月25日（当日を含む。）までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり1.57円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

株式会社UBIC 財務部
東京都港区港南二丁目12番23号

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を1.57円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国1933年証券法（その後の改正も含む。以下「1933年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S. Person。1933年証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーションSに従い、かつ、レギュレーションSに依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。

のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売出しまたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売出しまたは販売することができます。